



マルチ商法で高額ドリンクを契約

1週間前、SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）で知り合った女性と会った。お互いの趣味を通じて知り合ったので楽しい時間を過ごした。その後、オフィスビルの一室に連れられ、「このオフィスは化粧品や健康食品を扱っていて私も会員になっている。私が誰かを紹介すると収入になる」と言われた。

従業員らしい男性もやってきて「彼女もこの化粧品を使って肌がきれいになった。我が社の化粧品の配合成分が細胞を活性化させるだけでなく、がんを抑制する効果もある。あなたが7人を勧誘し、そのひとたちが会員を増やせばひと月に10万円くらいの収入になる」と説得された。知り合った女性にも勧められたので、その場で健康ドリンク10本を契約し6万円を支払った。友人に話すと「何だか怪しい」と反対された。解約できますか。



「会員を増やせば収入になる」などの誘い文句で個人を販売員として勧誘し、誘われた人が販売員となってさらに次の人を勧誘していくという形で販売組織を連鎖的に拡大していく商品・サービス取引のことを連鎖販売取引といい一般的に「マルチ商法」と呼ばれることが多いものです。

連鎖販売取引は特定商取引法（特商法）で規制されており、概要書面や契約書面など書面の交付義務、勧誘に関するさまざまな禁止行為、中途解約返品制度などの規制を設けており、事業者だけでなく末端の販売者にも規制が及びます。

連鎖販売取引では、契約書面受領日または、商品の受領日のどちらか遅い方から起算して20日間はクーリング・オフが可能です。相談者にはクーリング・オフの仕方を十分に説明し事業者へ通知するよう助言しました。

相談事例のように化粧品や健康食品などを買うことで組織の

